

資 金 の 概 要

若 年 者 雇 用 促 進 資 金

目 的	若年者の雇用に積極的に取り組む中小企業者等に対して、低利かつ長期の資金を供給し、若年者の雇用の維持・創出及び地域経済の活性化を図る。
融資対象	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 雇用の減少を伴わずに、融資申込日の属する年度の初日以降に若年者※を2人以上常用労働者として雇用していること 2 雇用の減少を伴わずに、今後3ヵ月以内に若年者※を2人以上常用労働者として雇用する事業計画を有していること
※ 若年者は、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 令和7年3月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者あるいは卒業予定である者 イ 令和5年3月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者 ウ 山口しごとセンター登録者で、39歳以下の者	
融資条件	
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（運転は5,000万円を限度）
融資期間	10年（うち据置2年）以内
融資利率	5年以内 年1.4%（責任共有制度対象外：年1.2%） 5年超 年1.5%（責任共有制度対象外：年1.3%）
保証料率	すべて保証付き 年0.34～1.76%
保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる
担保	必要に応じて徴求